別表十七（三の九）付表　記載要領

1　この表は、内国法人が租税特別措置法第66条の６第６項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の90第６項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「(3)のうち一定の要件を満たす部分対象外国関係会社が行う固定資産の貸付けによる対価の額　(6)」の欄は、租税特別措置法施行令第39条の17の３第18項各号又は第39条の117の２第18項各号（部分適用対象金額の計算等）に掲げる要件に該当する部分対象外国関係会社（租税特別措置法第66条の６第２項第６号又は第68条の90第２項第６号に規定する部分対象外国関係会社をいい、同法第66条の６第２項第７号又は第68条の90第２項第７号に規定する外国金融子会社等を除く。）が行う同法第66条の６第６項第８号又は第68条の90第６項第８号に規定する固定資産の貸付け（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。）による対価の額を記載すること。

3　「総資産の帳簿価額　(35)」の欄は、租税特別措置法施行令第39条の17の３第28項又は第39条の117の２第28項に規定する総資産の帳簿価額を記載すること。

4　「減価償却費の累計額　(37)」の欄は、租税特別措置法施行令第39条の17の３第29項又は第39条の117の２第29項に規定する償却費の累計額を記載すること。

5　内国法人が租税特別措置法第66条の９の２第６項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の93の２第６項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、この表に所要の調整をして記載すること。